

○文化審議会運営規則

(平成二十三年六月一日文化審議会決定)

文化審議会令 (平成十二年政令第二百八十一号) 第十条の規定に基づき、文化審議会運営規則を次のように定める。

(総則)

第一条 文化審議会 (以下「審議会」という。) の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、文化審議会令 (以下「令」という。) に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集等)

第二条 審議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

2 前項の場合において、会長は、審議会の会議を開く暇いとまがなく、合議によらないことをもって審議会の運営に特段の支障を生ずるおそれがないと認めるときその他正当な理由があると認めるときは、持ち回り審議とすることができる。

(分科会)

第三条 分科会の会議は、必要に応じ、分科会長が招集する。

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りではない。

分科会	事項
国語分科会	国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること (特に重要な事項を除く。)

<p>著作権分科会</p>	<p>一 著作者の権利、出版権及び著作隣接権の保護及び利用に関する重要 事項を調査審議すること（特に重要な事項を除く。）。</p> <p>二 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第四項及び著作権等管理事業法（平成十二年法律第二百一十一号）第二十四条第四項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
<p>文化財分科会</p>	<p>一 文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議すること（特に重要な事項を除く。）。</p> <p>二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五百五十三条及び附則第四条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
<p>文化功労者選考分科会</p>	<p>文化功労者年金法（昭和二十六年法律第二百二十五号）第二条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

- 3 前項の表の下欄に掲げるもののほか、同項の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ審議会があらかじめ定める事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。
- 4 前二項に規定する事項について分科会が議決したときは、分科会長は、速やかに、会長にその議決の内容を報告しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、分科会の議事の手続その他分科会の運営に必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

（部会）

- 第四条 部会の名称及び所掌事務は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長。以下この条において同じ。）が審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この条において同じ。）に諮って定める。
- 2 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集する。

- 3 令第六条第六項の規定に基づき、審議会があらかじめ定める事項については、部会の議決をもって審議会の議決とする。
- 4 前項に規定する事項について部会が議決したときは、部会長は、速やかに、会長にその議決の内容を報告しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(会議の公開)

- 第五条 審議会の議事は公開して行う。ただし、特別の事情により審議会が必要と認めるときは、この限りでない。
- 2 審議会の会議の公開の手続その他審議会の会議の公開に関し必要な事項は、別に会長が審議会に諮って定める。

(雑則)

- 第六条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 第一条 この規則は、審議会の決定の日（平成二十三年六月一日）から施行する。